

電波監理審議会（第1140回）議事要旨

1 日時

令和7年3月7日（金）15：00～17：33

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、西村 暢史、矢嶋 雅子

(2) 審理官

古賀 康之、三村 義幸

(3) 総務省

（情報流通行政局）

豊嶋 基暢（情報流通行政局長）、飯倉 主税（総務課長）、佐伯 宜昭（放送政策課長）、
西村 邦太（放送政策課企画官）、増原 知宏（放送政策課室長）、坂入 倫之（地上放送課長）、
渡邊 修宏（衛星・地域放送課技術企画官）

（総合通信基盤局）

荻原 直彦（電波部長）、吉田 恭子（総務課長）、中村 裕治（電波政策課長）、
岸 洋佑（電波政策課企画官）、廣瀬 照隆（基幹・衛星移動通信課長）、
糸 将之（基幹・衛星移動通信課電波利用分析官）、小倉 佳彦（基幹通信室長）、
中川 拓哉（重要無線室長）

幹事

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）

宮良 理菜（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

4 議事模様

(1) 諮問事項

- ① 讀賣テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、株式会社福岡放送及び札幌テレビ放送株式会社に係る認定放送持株会社の認定（諮問第4号）
審議の結果、諮問のとおり認定することが適当との答申をした。

【内容】

讀賣テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、福岡放送及び札幌テレビ放送株式会社を完全子会社とする認定放送持株会社の認定について諮問するもの

- ② 衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の一部を改正する省令案（HEVC 方式を 2K 放送に使用するための制度整備）（諮問第 5 号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

HEVC 方式を 2K 放送に使用するため、衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の一部を改正する省令案について諮問するもの

- ③ 日本放送協会の基幹放送局提供子会社（株式会社日本ブロードキャストネットワーク）への出資認可申請（諮問第 6 号）

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

日本放送協会の基幹放送局提供子会社（株式会社日本ブロードキャストネットワーク）への出資認可申請について諮問するもの

- ④ 日本放送協会に対する令和 7 年度国際放送等実施要請（諮問第 7 号）

審議の結果、諮問のとおり実施を要請することが適当との答申をした。

【内容】

放送法第 6 5 条第 1 項に基づく、日本放送協会に対する国際放送等の実施要請について諮問するもの

- ⑤ 日本放送協会の外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可（諮問第 8 号）

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

日本放送協会の外国人向け協会国際衛星放送の廃止認可申請について諮問するもの

- ⑥ 株式会社スターフライヤーに係る航空機局の無線設備等保守規程の認定（諮問第 9 号）

審議の結果、諮問のとおり認定することが適当との答申をした。

【内容】

株式会社スターフライヤーの航空機局の無線設備等保守規程の認定について諮問するもの

もの

- ⑦ 無線設備規則の一部を改正する省令案（X 帯沿岸監視用レーダーの技術基準に係る制度整備）（諮問第 10 号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

令和 6 年 11 月 12 日（火）に情報通信審議会から一部答申を受けた X 帯沿岸監視用レーダーの技術基準の制度整備に関する諮問するもの

- ⑧ 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（5.2GHz 帯無線 LAN の上空利用に係る制度整備）（諮問第 11 号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

令和 6 年 12 月 17 日（火）に情報通信審議会から一部答申を受けた「5GHz 帯無線 LAN の上空利用に係る技術基準」の制度整備に関して諮問するもの

(2) 報告事項

- ① 電波法及び放送法の一部を改正する法律案（価額競争による新たな周波数割当制度の導入等）について、総務省から報告があった。
- ② 令和 6 年度電波の利用状況調査（第 3 号調査：各種無線システム（714MHz 以下）の調査）について、総務省から報告があった。
- ③ 令和 6 年度電波の利用状況調査（第 2 号調査：公共業務用無線局の調査）について、総務省から報告があった。

(3) 審議事項

- ① 令和 6 年度携帯電話及び全国 BWA に係る電波の有効利用の程度の評価結果案について審議を行い、案のとおり決し、総務大臣に報告するとともに、公表することとした。
- ② 有効利用評価方針改定案について審議を行い、意見募集を実施することとした。

（文責：電波監理審議会事務局）